

2022 年度民俗学関係卒業論文発表会

2023 年 3 月 12 日

仙台城下町における同業神祭祀の歴史的展開

—仙台市若林区南染師町の愛染明王を事例に—

東北学院大学文学部歴史学科 4 年 窪田海人

はじめに

1. 従来の研究
 2. 南染師町の事例
 3. 南染師町の独自性
- まとめと今後の課題

はじめに

○研究の目的

「仙台市若林区南染師町における愛染明王信仰の民俗学的位置づけの検討」

○研究動機

- ・2021 年度の「民俗学実習」の講義の中で南染師町の巡検調査を行なう
- ・南染師町は藩政時代より染物業を生業としてきた染職人たちが集住した町で、彼らが信仰した愛染明王が今も町内に祀られている
 - 都市部に住む職人が信仰してきた神仏に対して関心を持つ
- ・しかし調査を進めていく中で、町内に現存する染工場は1軒しかなく、藩政時代からの染工場は既に転廃業したことを知る
 - それでもなお愛染明王の信仰は存続しているらしい。では、担い手は誰？現在の町内における愛染明王の位置づけは？
- ・南染師町の愛染明王については、『仙台市史』などの文献や、仙台市歴史民俗資料館や仙台市教育委員会の報告書の中で取り上げられているものの、いずれも調査報告までにとどまっている
- ・ゼミの発表のために先行研究を探すが、都市の職人たちの信仰に関する研究がほぼ見当たらない。研究関心に近い論文を見つけるも、その中で報告されている事例と南染師町の事例とでは異なる点も多い
 - 先行研究の事例と南染師町の事例とを比較し、南染師町の信仰の民俗学的位置づけを

検討する

1. 従来の研究

○先行研究の整理

・これまでの民俗学では、職業に関する神として「職能神」と呼ばれる神に関する研究が行われてきた

・『日本民俗大辞典』では、漁業や山仕事、マタギ、鍛冶屋などの金属精錬業、そして商人が信仰する職能神について説明されており、危険を伴う仕事であったり、職業に関わる禁忌が存在するといった特徴を持っていることが指摘されている[神谷威広、1999、863]

→これらの説明は筆者が研究対象としている南染師町の愛染明王のような、都市の職人町に集住する職人たちによる信仰には当てはまらない

・加藤紫識の「江戸・東京における同業神信仰の祭祀集団―深川肥料商の信仰を中心に―」（2010）…江戸（現在の東京）の職人による信仰に関する研究で、「同業神」という概念を提唱する。「同業者によって祀られる信仰対象を同業神」とし、同業神信仰について「祭祀者は個人ではなく複数人から成る同業者による信仰であることが前提であり、なんらかの秩序や規範が存在する組織や集団がその信仰母体になっている」とする[加藤、2010、50]

→本論において研究対象としている南染師町の愛染明王についても、城下町に集住した染職人たちの集団が信仰した神（仏）であることから、加藤が提唱する同業神の一種であると仮定することとした

・加藤の報告事例…永昌五社稲荷神社奉賛会と籠祖神社奉賛会

→関東大震災や戦災で信仰活動が中断したり、同業者の転廃業により小規模化して信仰の継続が困難になった際に、それまでの地縁にこだわらず、他の地域の同業者の加入を許すことで信仰を存続させようとした[加藤、2010、57]、他の地域の同業者を積極的に受け入れると同時に、今は転廃業したがかつて同業を営んでいた関係者も含めて信仰活動を継続しようとしている[加藤、2010、55]

2. 南染師町の事例

○調査地概要

・南染師町は宮城県仙台市若林区に所在する町で、藩政時代より染物業が行われてきた。仙台開府の際、米沢・岩出山と藩主・伊達政宗に従って仙台に移住してきた染師は、当初は越路（現在の霊屋下）に居住。1636（寛永13）年に伊達政宗の霊廟・瑞鳳殿を建立するにあたり七郷堀上流に移転。上染師町（現在の北目町周辺）に対して南染師町と称した[「角川日本地名大辞典」編纂委員会、1979、500]

・南染師町には七郷堀という川（水路）が流れているが、その水質が染物業で利用するのに適しており、格好の場所であるといえることから、染師たちは南染師町に永住することになったという。なお、伊達家に従って移住してきた6軒の染師は伊達御供、それと前後し

て南染師町で染物業を営んだ 11 軒の染師は古人と呼ばれる[内藤、1906、12-13]

・仙台藩において、南染師町の染物業者には特別の取扱いがあり、大町の商店の染物は必ず南染師町で引き受ける制度があったほか、他町で染師業を営む者は南染師町の検断の許諾を得なければ営業できず、他町の営業者は役と称する税金を南染師町に納めることとなっていた。慶安 2 年には染師御免判と称するものを下付され、永く染物業を営むことを免許されたという[内藤、1906、12-13]

○愛染明王について

・「愛染」とは貪愛染着の意味で、すなわち人々の煩惱を意味するが、愛染明王はそれを否定せず、煩惱の心そのままに悟りへ導くという。愛の音が藍に通じるというので染物業者に熱心に信仰されるという形が派生した[仙台市歴史民俗資料館、1983、65-66]

・南染師町では「営業の繁盛と町内の幸福とを祈らんが為めに同人等相協議して町内鎮護の神を祭ることゝ惣代を派し京都三條法門愛染町より今の本尊愛染明王を奉じ」たと伝わっている[内藤、1906、12-13]（註 1）

○実地調査報告

(1) N 染工場での調査

〈話者〉N さん(社長)

・N 染工場では 1 年間の仕事の報告をするために会社の役員で愛染明王堂に参拝しているという

・ただし、N 染工場は第二次世界大戦後に南染師町に移転してきた後発の染工場であり、南染師町の愛染明王の氏子ではない

・もともと氏子だった町内の他の染工場は転廃業していったとのことで、現在南染師町内に存在する染工場は N 染工場のみである。転廃業した理由としては跡取りがいないなどのさまざまな理由があるが、なかにはバブルの頃に土地を売り払ったり、マンション経営に転業した工場もあるという

・南染師町で例年 5 月に行なわれる愛染明王の祭典についてたずねると、現在の愛染明王の祭典は 1989（平成元）年に復活したこと、昭和の頃には「タルミコシ（樽神輿）」と呼ばれる神輿を染物屋で担いだり、ステージに歌手を呼んだりしたこと、染工場内に祀っている愛染明王のおふだ（註 2）は祭りの際に町内の関係者で 5,000 円から 10,000 円の寄付を納めてから受けるといったことが分かった

(2) E 染物店での調査

〈話者〉T さん（店主兼南染師町西部町内会長）

・T さんへ愛染明王の祭典に関してうかがったところ、かつての祭典は染物関係者によって行なわれていたもので、T さんが小学生の頃に親の世代が行っていたという。ただ、現在

のお祭りは町内会で行なっているものであり、かつて染物関係者（註3）が行なっていた祭典とは別のものであるという

・現在は子ども会の人数が減っていることなどから、お祭りを続けるかどうかは来春（2023年）に検討するという。また、E 染物店では5月の祭典の際に床の間に愛染明王の掛け軸を掛けている

3. 南染師町の独自性

○東京の事例との比較

・籠祖神社奉賛会の事例では「籠やつづらを扱った商店はわずか数店が存在しているだけで、かつての関係業者たちは、廃業、他区に転出、あるいは雑貨や梱包材を扱う卸問屋や貸ビル業などに転職した」[加藤、2010、54]とあったが、南染師町においても現存する染工場は1か所のみとなっており、転廃業した染工場が土地を売り払ったり、マンション経営などに転業したという点で類似している

・一方で、「現在の籠祖神社奉賛会の構成員は、必ずしも現在、籠やつづらを扱っている同業者に限らず、籠祖神社を信仰するかつての同業者によって信仰されている」[加藤、2010、54]のに対し、南染師町ではかつて染工場を営業していた同業者がその後現在も信仰を継続しているという事例は確認できない

・東京の2事例とは異なり、南染師町では染工場が転廃業していく中で、氏子の維持や拡大といった動きはみられない。戦後に移転してきた同業者であるN 染工場も氏子になることはなかった

→仙台と東京では以上のような相違点がみられると同時に、南染師町では「奉賛会」やその前身となる体系だった祭祀集団が確認できない（存在しないということではないが、非常に曖昧）

○南染師町の特権

・南染師町に祭祀組織が曖昧であるという問題を考える上で、江戸時代の南染師町が染物業に関する特権を持っていたという点に着目

・仙台藩において南染師町は「特別の取扱」があり、具体的には、大町の商店で扱う染物は必ず南染師町で引き受けるという制度があったこと、南染師町以外の町で染物業を営業する場合には南染師町の検断から許可を得なければならなかったこと、他の町で染物業を営業する際には南染師町に対して税金を納める決まりとなっていたこと、1649（慶安2）年には「染師御免判」を下付されたことなど、染物業に関するさまざまな特権を持っていた。そして、その特権のもとで南染師町は軒数が52軒となり、金額（染物業による売り上げのことか）は100両を超えた[内藤、1906、12-13]

→当時の南染師町の経済的発展・優位性

・仙台北下町で認められていた2種類の商業特権のうち、南染師町は「一町株」と呼ばれる

特権が与えられており、上染師町とともに染物の流通独占権を持っていた[仙台市史編さん委員会、2003、247-248]

→同じ「染師町」であっても、南染師町が木綿染だったのに対して上染師町は絹染であったため、木綿染については南染師町が独占していたと考えられる

・南染師町は「一八ヵ町」のひとつで、城下内での伝馬役負担や東照宮祭礼（註4）の諸役などを務めるなど、仙台城下でのさまざまな役割を担った[仙台市史編さん委員会、2003、269]

→南染師町は仙台城下町の中でも主要な町のひとつであったことがうかがえる

○明治維新後の南染師町

・古くから南染師町で染物業を営んでいた伊達御供や古人の子孫は明治時代の初めの頃までは存続していたものの、2、30年の間に移り変わりがあり、6軒の伊達御供のうち残ったのは1軒のみとなってしまう、その他の者は転業、もともと11軒だった古人も残ったのは数軒だけになったという[内藤、1906、12-13]

→江戸時代には特権や地位を持っていたが、明治時代になると藩政時代の染物業に対する特権もその効力を失ったため、衰退したと考えられる

・愛染明王を祀る宝性院が明治維新後に財政難に陥り、その存続が危ぶまれた際には、青山惣吉と荘司豊吉の喜捨によって廃寺を免れた[宮城縣史編纂委員会編、1961、267]

→南染師町の由緒やその正当性を主張するために、染物業者の神である愛染明王を祀る必要があったために存続させようとしたのではないかと江戸の事例においても「幕府から与えられる自分たちの営業権、既得権利を主張するため、改めてこの時期（諸問屋再興が実施された嘉永4年一引用者）に自分たちの結束力をアピールする必要があった。したがって共同で金を出し合う奉納物が結束の証となり、神仏への奉納は結束を強固にするための手段でもあったのである」と、同業者集団が自分たちの権利を主張するために奉納という信仰活動を行なった例が挙げられている[加藤、2010、56-57]

※ただし、南染師町では宝性院に喜捨したのは青山惣吉と荘司豊吉の2名であり、やはりここでも江戸のような信仰集団による活動はみられない

まとめと今後の課題

○まとめ

・南染師町の信仰組織の存在が曖昧である理由のひとつとして、南染師町が染物業に関する特権を有していたことが挙げられる。加藤が指摘するように、江戸時代の信仰組織が経済的集団の中に含まれていたとするならば、特権を有していたことによって経済的集団を必要としなかった南染師町ではそれに付随する信仰組織が存在しなかった可能性も考えられる

・加藤は同業神信仰について「祭祀者は個人ではなく複数人から成る同業者による信仰であることが前提であり、なんらかの秩序や規範が存在する組織や集団がその信仰母体になっ

ている」[加藤、2010、50]と定義しているが、もし南染師町にそのような信仰組織が存在しなかった場合、南染師町の染職人たちが信仰した愛染明王は加藤が定義する「同業神」とは言えなくなるのではないか？

→「同業神」の定義の再検討の可能性

・南染師町では転廃業した同業者がその後も愛染明王の祭典に関わったり、信仰を継続している様子はうかがえない。現在のお祭りは町内会主催で行なっている行事であり、かつて染物業者たちが行なっていた愛染明王の祭典とは別のものとなっている

→従来の愛染明王の信仰は途絶え、祭典の主催や意味合いも置き換わったか

・一方で、戦後に移転してきた、愛染明王の氏子ではない N 染工場が 1 年間の仕事の報告をするために愛染明王堂に参拝したり、愛染明王のおふだを工場内に祀っているなど、南染師町の愛染明王を信仰している様子もうかがえる。E 染物店では 5 月の祭典が近づくと愛染明王の掛け軸を掛けている

→従来の南染師町の染職人による信仰という文脈とは別に、染物に関わる職業に従事する者として、それぞれが南染師町で愛染明王を信仰し続けている

○今後の課題

・染工場が愛染明王の祭典を行っていた平成初期ごろまでの愛染明王の信仰は同業者神信仰と言えそうだが、現在の南染師町の信仰はどうか？

→加藤の研究で報告されている「同業神」の定義とは異なる点もあるが、広義の同業神信仰であると位置づけることができる？

・都市の職人による信仰、同業神信仰の研究は進んでおらず、他の地域の事例の調査もまだ十分に行なわれていないとはいえない

→今後さらに調査が進み、さまざまな地域や職業の事例が報告される中で、「同業神」の定義を再検討する必要がある可能性

・コロナ禍で十分な実地調査を行なえていないので、さらに調査を進める必要性あり（転廃業した同業者への聞き書きなど）

註

1) 1664 (寛文 4) 年に京都から愛染明王を勧請したという説明がいくつかの文献の中において見られるが、南染師町の愛染明王が京都から勧請したものであるということが事実であるかどうかは不明である

2) 愛染明王のおふだについては、5 月の祭典の際に愛染明王堂内で作製されている様子を実地調査の際に確認した

3) 南染師町の染物関係者には大きく染工場と染物店とがあるが、両者の違いについて、染工場は染色作業を行う工場であるのに対し、染物店は完成した染物を取扱う店で、染工場の

ように自ら染めを行なうことはないという点で異なる。また南染師町ではおもに木綿染が行われてきたのに対して、E 染物店で取扱う商品は南染師町では元々扱ってこなかった絹染である。T さんも自身の染物店の絹染と南染師町の木綿染とを区別していた

4)『仙台市史 特別編 6 民俗』には「藩政時代の仙台北城下において最もにぎやかに行われた祭りは、毎年九月十七日の仙台北照宮の祭礼である。これは仙台北祭とも呼ばれ、明治以前はお祭りといえはこの祭りのことを指した。この祭りには城下の町々から出された数十の山鉦が城下を練り歩き、これを見物するために近隣の村々からやって来る多くの人々でにぎわった」とあり、近代以前の仙台北では主要な祭礼であったことが窺える[仙台北市史編さん委員会、1998、401]

引用・参考文献

加藤紫識 2010 「江戸・東京における同業神信仰の祭祀集団—深川肥料商の信仰を中心に—」(「比較都市史研究」所収)

「角川日本地名大辞典」編纂委員会 1979 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』角川書店
仙台北市教育委員会 2010 「仙台北旧城下町に所在する民俗文化財調査報告書⑧ 仙台北の木綿染」

仙台北市史編さん委員会 2003 『仙台北市史 通史編 4 近世 2』仙台北市

仙台北市歴史民俗資料館 1983 『河原町と南材木町周辺の民俗』(「仙台北市歴史民俗資料館調査報告書第 4 集」所収)

内藤弥一郎 1906 『仙臺寺院明鑑 第 1 卷』耕文堂

福田アジオほか編 1999 『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館

宮城県史編纂委員会 1961 『宮城県史 12 (学問宗教)』宮城県史刊行会